

# 法定外税の新設・変更への関与の見直し

## 法定外税の主な沿革

昭和15年	法定外独立税の許可制の創設 ※ 旧「地方税法」の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県は法定税目のみを課することとし、市町村に対し、内務、大蔵両大臣の許可に基づき、条例の定めるところによる法定外独立税の設定が認められた。 (道府県は、昭和21年の改正により許可制へ移行)</li> </ul>
昭和23年	法定外独立税の報告制への移行 (内閣総理大臣による条例の取消・変更規定付き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定外独立税について、許可制から、内閣総理大臣(地方財政委員会が担当)への報告制へ移行</li> <li>一定の制約を課した上で地方団体の条例により法定外独立税を設定・変更できることとした。</li> <li>条例の内容が適当でないときは、内閣総理大臣が地方税審議会の審査に従って条例を取り消し・変更することができることとした。</li> </ul>
昭和25年	法定外税の許可制の導入 ※ 現行「地方税法」の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>シャープ勧告に基づく現行地方税法の制定に際し、道府県(14税目)、市町村(122税目)の法定外独立税を廃止。</li> <li>道府県、市町村の法定外普通税の新設及び変更について、地方財政委員会(後に自治大臣)による許可制を導入。</li> </ul>
平成12年	法定外税の同意付き協議制への移行と法定外目的税の創設 ※ 地方分権一括法による改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。</li> <li>国の関与を縮小する観点から、許可要件であった①「当該地方団体における税源の存在」、②「当該地方団体における財政需要の存在」の2要件につき撤廃。</li> </ul>
平成16年	協議対象の緩和と納税者からの意見聴取手続の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の引下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意を不要とした。</li> <li>特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税について、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手続を創設。</li> </ul>

# 法定外税の新設等の手続き

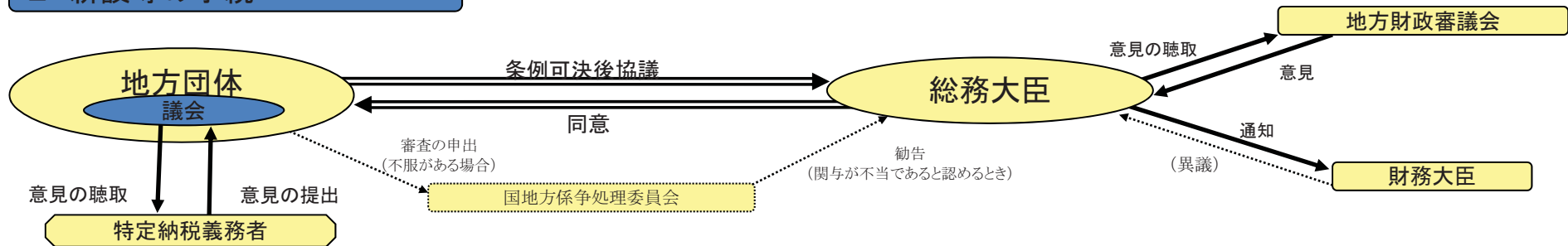
## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税率割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

## 2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

### 「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

# 法定外税の状況

(平成23年4月現在)  
(平成21年度決算額)

平成21年度決算額 459億円 (地方税収額に占める割合 0.13%)

## 1 法定外普通税〔374億円(22件)〕

### [都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	22.9	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	6	茨城県
核燃料物質等取扱税	11.1	青森県
臨時特例企業税	6	神奈川県 <sup>(注1)</sup>
計	36.2億円	〈15件〉

### [市町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都)、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.7	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	3	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	2	豊島区(東京)
計	1.2億円	〈7件〉

## 2 法定外目的税〔85億円(35件)〕

### [都道府県]

産業廃棄物税等	6.2	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	7.3億円	〈29件〉

### [市町村]

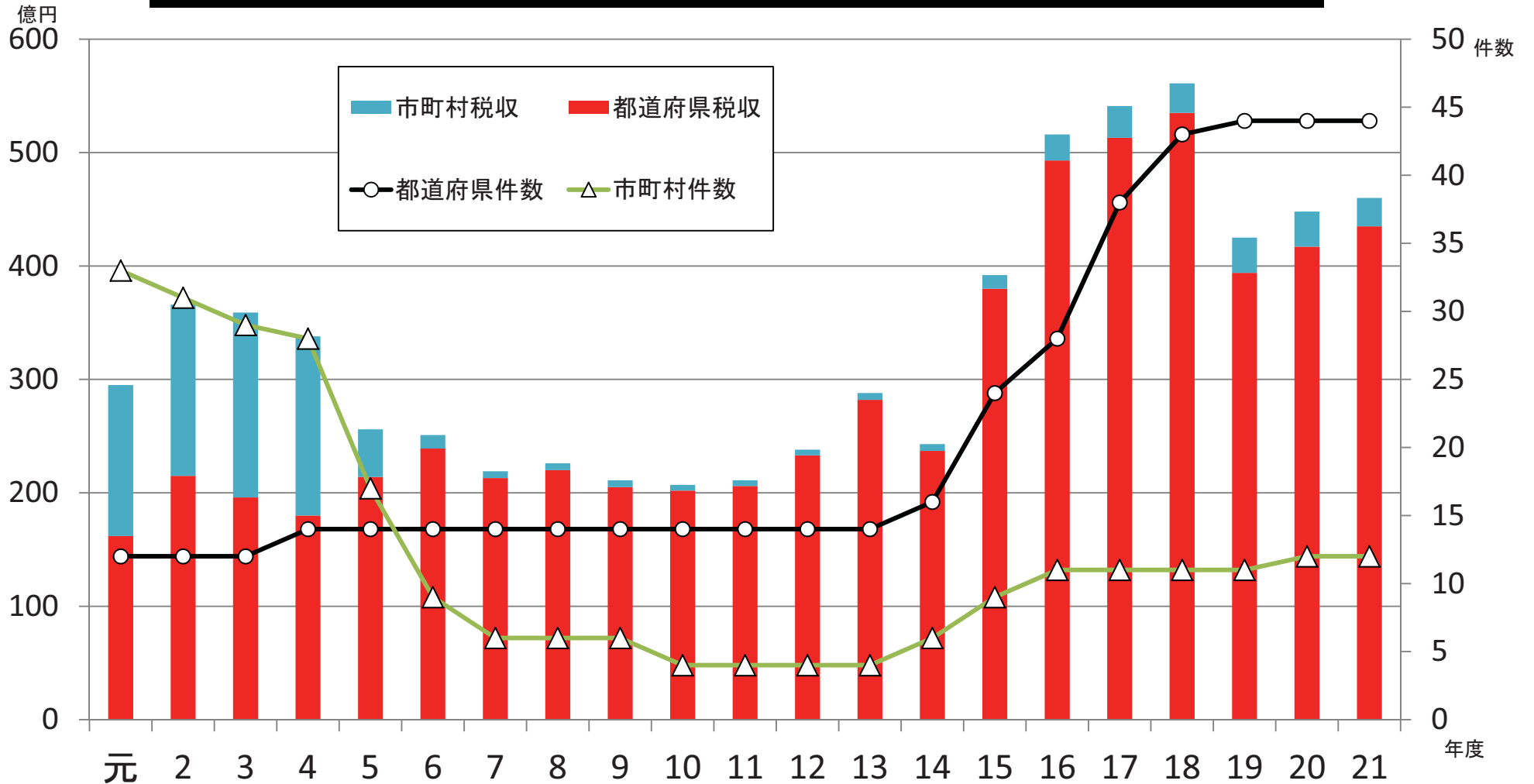
遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	7	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税	0.07	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄) 渡嘉敷村(沖縄) <sup>(注2)</sup>
計	1.3億円	〈6件〉

(注1) 神奈川県「臨時特例企業税」はH21.3.31をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収がある。

(注2) 沖縄県渡嘉敷村「環境協力税」はH23.4.1施行のため、税収実績はない。

(注3) 端数処理のため、合計は一致しないものがある。

## 法定外税の税込規模・件数の推移



都道府県件数	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	16	24	28	38	43	44	44	44
市町村件数	33	31	29	28	17	9	6	6	6	4	4	4	4	6	9	11	11	11	11	12	12
計	45	43	41	42	31	23	20	20	20	18	18	18	18	22	33	39	49	54	55	56	56

(注)1 税額については、各年度の決算額である。

(注)2 平成6年度までの件数は、都道府県については各年4月1日現在で許可を受けている団体数(平成4年度のみは5月1日現在)を、市町村については、7月1日現在条例を設けている団体数を挙げている。平成7年度以降は、都道府県・市町村とも決算を計上した団体数を挙げている。

## 主な法定外税の概要（例）

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	税収(H21) (百万円)
福井県	核燃料税 (法定外普通税)	発電用原子炉への 核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額	発電用原子炉の 設置者	100分の12	5,123
三重県	産業廃棄物税 (法定外目的税)	産業廃棄物の中間 処理施設又は最終 処分上への搬入	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中 間処理施設へ搬入 される産業廃棄物 の排出事業者	1,000円/トン	247

(参考:問題が生じた事例1)

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
神奈川県 横浜市	勝馬投票券発売税 (法定外普通税)	市内の勝馬投票券発 売所における競馬法 第5条に基づく勝馬 投票券の発売	市内の勝馬投票券の発売額から次 の額に市内の発売割合を乗じて得 た額を除いた額 ①勝馬投票券払戻金 ②第1国庫納付金 ③特別給付資金	市内の勝馬投票券発売 所で競馬法第5条に基 づく勝馬投票券の発売 を行う者	100分の5
経緯	平成12年12月14日 平成13年3月30日	勝馬投票券発売税に関する条例案可決 総務大臣による不同意 (勝馬投票券発売税の課税により、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てるこ ととされている国庫納付金への配分等に影響が生じることから、国の経済施策に照らして適当でない。)			
	平成13年4月25日 平成13年7月24日	横浜市から国地方係争処理委員会に審査の申出(以後7回審査) 国地方係争処理委員会の勧告 (不同意が協議を尽くさずになされた点に瑕疵があるため、総務大臣に対し、不同意を取り消し、改めて 横浜市と協議を行うことを勧告)			
	平成13年8月7日 平成16年2月18日 平成16年2月25日 平成16年3月5日	総務大臣の不同意の取消し、協議の再開 勝馬投票券発売税に関する条例を廃止する条例案提出 廃止条例案を可決 総務大臣への協議を取下げ			

## 主な法定外税の概要（例）

（参考：問題が生じた事例2）

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
神奈川県	臨時特例企業税 （法定外普通税）	法人の事業活動	各課税事業年度における法人の事業税の課税標準である所得の金額の計算上、繰越控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合における当該各課税事業年度の所得の金額に相当する金額（当該金額が繰越控除欠損金額に相当する金額を超える場合は、当該繰越控除欠損金額に相当する金額）	各事業年度の法人事業税の課税標準である所得の計算に当たって繰越欠損金に相当する額を損金に算入した法人で、当期利益が出ている資本金額又は出資金額が5億円以上のもの	3%（特別法人は2%）
経緯	<p>平成13年3月21日 平成13年6月22日 平成13年8月1日 平成16年4月1日 平成17年10月25日 平成20年3月19日</p> <p>平成20年3月28日 平成21年3月31日 平成22年2月25日</p> <p>平成22年3月10日</p>	<p>臨時特例企業税条例案可決 総務大臣による同意 臨時特例企業税条例施行 改正条例施行（税率の引下げ（3%→2%）等） 横浜地裁に訴訟の提起 地裁判決【神奈川県 敗訴】 （法人事業税と臨時特例企業税とは趣旨・目的及び課税客体を共通にするものとした上で、臨時特例企業税の課税により法人事業税の課税標準につき欠損金額の繰越控除を定めた規定の目的及び効果が阻害されることから、臨時特例企業税の課税は地方税法上の当該規定の趣旨に反するとした。）</p> <p>東京高裁に控訴 臨時特例企業税条例 失効 東京高裁判決【神奈川県 勝訴】 （臨時特例企業税を法人事業税とは「別の税目」であるとした上で、臨時特例企業税の根拠条例は、地方税法の法人事業税に関する規定を実質的に変更するものであるとはいえず、これと矛盾抵触するものとは解されず、これに違反するという事はできないとした。）</p> <p>最高裁に上告</p>			



## 第1回研究会における法定外税に関する主な意見

- 許可制度が事前協議同意制度に変わっても、実態としては従来とそれほど変わっていないのではないか。
- 国が関与をやめるのであれば、一般規範としての枠を作っておく必要があるのではないか。
- いわゆる「ねらい撃ち課税」への対応が必要である。
- 総務大臣の同意を求めることによって、地方公共団体自らの責任を多少なりとも和らげることができる、そういう甘えがあるのではないか。



【制度の枠組みに係る論点】

○ 地方団体の自主性・自立性を高める観点も踏まえ、法定外税に係る国の関与のあり方を  
どうすべきか。

(ポイント)

- ・ 国と地方が対等・協力関係にあることを前提とした対応とは
- ・ 国と地方の調整を適切に行うための対応とは
- ・ 国の関与の有無、事前関与か事後関与か
- ・ 第三者機関のあり方、国・地方と第三者機関との関わり方

【実体面の論点】

○ 法定外税の同意に係る3つの要件をどうすべきか。

※ 現行の3要件

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして适当でないこと

(ポイント)

- ・ 「著しく過重」、「重大な障害」、「适当でない」等の要件の明確化・客観化の  
必要性の有無
- ・ 廃止・変更すべき要件、追加すべき要件の有無